

R5年度に開講する委託訓練（情報処理技術者養成科）について

令和5年度に開講する委託訓練（情報処理技術者養成科）は、国の令和5年度予算成立を条件とし、一定の要件を満たした場合、IT訓練促進費の支給対象となります（令和7年度末までの時限措置）。

1 事業の概要

IT分野における人材の質的・量的な確保を図るため、IT分野の資格取得を目指す訓練を実施する委託先機関に対して、資格取得率及び就職率の要件を満たす場合は、IT訓練促進費を支給する（1人当たり1万円）。

2 委託料を上乗せする訓練コースの要件等

(1) 対象訓練

情報処理技術者養成科（仕様書8ページに記載）

(2) 対象資格：ITスキル標準（ITSS）レベル1以上の資格

ITスキル標準（ITSS）で定めるレベル1以上の資格（NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」に掲載されているものとする。（協会HPにて、一般に公開されている最新のものをダウンロードし、ご確認ください。）

(3) 資格取得率

上記(2)の資格取得率が35%以上の訓練コースとする。

資格取得率の算定方法は、以下のとおりとする。

<資格取得率>

$$\frac{\text{新規資格取得者}}{\text{訓練修了者+就職のために中退した新規資格取得者}} \times 100$$

また、「新規資格取得者」とは、訓練修了者又は就職のために中退した者であって、訓練コースの目標に設定された資格について、訓練開始日以降で、かつ、訓練修了日の翌日から起算して3箇月以内（就職のために中退した者については中退日まで）に取得した者とする。ただし、訓練受講者が複数の資格を取得しても、新規資格取得者としては1人として数える。

(4) IT訓練促進費就職率

IT訓練促進費就職率が70%以上の訓練コースとする。

IT訓練促進費就職率の就職支援経費就職率と同様とする。（仕様書11ページに記載）

(5) IT 訓練促進費の支払額

IT 訓練促進費は、以下によって計算される額を支給する。

$$\begin{aligned} &< \text{IT 訓練促進費の支払額} > \\ & \text{受講者数} \times 10,000 \text{ 円 (消費税抜)} \times \text{対象月数} \end{aligned}$$

「対象月数」については、訓練の全期間とする。ただし、対象月のうち、「支払対象月」に該当しない月がある者については、当該月を対象月数から除くこととする。

また、早期終了日がある場合は、委託費の額は、訓練実施経費の算定方法を準用することによって得た額とする。

(5) 確認方法

訓練実施機関は、訓練終了後、県に「資格取得報告書」(別紙 3-1)を提出すること。提出に当たっては、訓練修了者から資格取得を証明する書類の写しを入手し添付させること。